

令和
5年度

福島県電気自動車 導入補助金のお知らせ



県では2050年カーボンニュートラルの実現に向け、運輸部門における二酸化炭素排出量の削減を図るため、県内の皆様を対象に、以下により電気自動車の購入に係る補助を行います。

申請
期間

令和5年

5/10_水 ~ 8/31_木

令和5年

先着順

- ・申請期間については、申請状況により前後する場合があります。
- ・補助申請額が予算額に達した場合、期間内であっても募集を締め切ります。

当日17時必着



福島県の環境保全の
キャラクター
「エコたん」

補助
金額

定額[上限20万円]

※補助額は車種やグレードによって決まります。
詳しくはホームページの補助額一覧表をご確認ください。

補助
対象者

- 1 県内に住所がある個人
- 2 県内に事業所を有する中小企業等
- 3 上記1・2の者とリース契約を締結したリース事業者

※詳細については裏面をご覧ください。

お問い合わせ
申請先

一般社団法人
福島県再生可能エネルギー推進センター

〒960-8043 福島県福島市中町5-21 福島県消防会館3階

TEL.024-526-0070 FAX.024-526-0072

福島県 EV 補助金 **検索**

※申請書等がダウンロードできます



詳しくはホームページをご覧ください ▶ <https://fukushima-ev-hojo.org>

裏面もご覧ください ▶



補助対象車両

電気自動車

- 搭載された電池（燃料電池を除く）によって駆動される電動機を原動機とする自動車で、自動車検査証に燃料が電気であることが記載されているもの
- 令和5年4月1日以降に初度登録された新車の自動車であること
- 初度登録された日に、一般社団法人次世代自動車振興センター（NeV）のクリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規程において補助金の交付対象の車両となっていること
- 自動車検査証における「使用の本拠地の位置」が福島県内にあること
- 自動車検査証における所有者及び使用者の記載が要領に定めた要件を満たすこと（詳しくは要領の別表第2を参照）



補助対象者

①福島県に住所を有する個人で次の条件を全て満たす方

- ①県税の未納がないこと
- ②補助対象車両の購入と併せて自宅に充電設備を設置する者又は既に自宅に充電設備を設置している者
- ③今年度、本事業による補助金の交付を受けていない者
- ④今年度、本事業による補助金の交付を受けたリース事業者と、リース料金から補助金額相当額が差し引かれたリース契約を締結していない者
- ⑤今年度及びその次年度にわたって、交付決定後に送付される電気自動車の普及啓発に関するステッカーを貼り付けておくことができる者

②県内に事業所を置き事業活動を行っている事業者で次の条件を全て満たす方

- ①県税の未納がないこと
- ②中小企業等である者※
- ③補助対象車両の購入と併せて県内事業所に充電設備を設置する者又は既に県内事業所に充電設備を設置している者
- ④今年度、本事業による補助金の交付を受けていない者
- ⑤今年度、本事業による補助金の交付を受けたリース事業者と、リース料金から補助金額相当額が差し引かれたリース契約を締結していない者
- ⑥今年度及びその次年度にわたって、交付決定後に送付される電気自動車の普及啓発に関するステッカーを貼り付けておくことができる者

③リース契約を締結したリース事業者で次の条件を全て満たす方

- ①県税の未納がないこと
- ②リース料金から補助金相当額が差し引かれたリース契約を締結していること
- ③締結したリース契約のリース期間が、原則別に定める処分制限期間以上であること
- ④貸与先となる個人もしくは事業者が左記（①～⑤／②①～⑥）の条件を全て満たしていること



※補助対象となる中小企業等

業 種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業その他	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5千万円以下	100人以下
④小売業	5千万円以下	50人以下

※「資本金の額又は出資の総額」、「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たすこと

※複数の業種に該当する場合は、直近の決算書において

「売上高」が大きい方を主たる業種とする

※「公務」、「分類不能の産業」は除く

※「みなし大企業」は除く



申請から補助金交付までの流れ

電気自動車を購入後（事後）に申請をしてください

電気自動車の購入・初度登録
充電設備の設置

交付申請（郵送）
※令和5年8月31日（木）締切

交付決定
補助金交付

ステッカーの貼り付け
アンケートの提出

※申請受付から補助金の交付までにはおよそ2ヶ月程度かかります。



その他

- 本補助金は経済産業省の補助金（令和4年度補正クリーンエネルギー自動車導入促進補助金）との併用が可能です。

※経済産業省補助金:

<http://www.cev-pc.or.jp/hojo/cev.html#guide>



福島県環境創造資金の活用

本事業は、福島県環境創造資金を併せて活用することができます。

中小企業などの皆様が行う環境保全のための設備等の設置・改善に必要な資金を、県のあっせんにより取扱金融機関を通じて融資する制度です。

詳しくは、県環境共生課のホームページでご確認ください。

福島県 環境創造資金

検索

